

第6回会議および会議後に寄せられた委員意見と対応（案）

No. 意見	対応（案）
<b>第1条 目的</b>	
<p>1. 「自らの意思によってまちづくりに参画し活躍できる環境を整えることによって、」 ↓ 「自らの意思を表現できる環境を整えることによってまちづくりに参画し活躍したり、」</p>	<p>「自らの意思を表現し、まちづくりに参画し、活躍できる環境」に修正する。</p>
<p>2. 「自分らしさを認め、認められる」という表現から、「自分とは異なる他者の価値観等を認めること」という意味は読み取れない。 自分らしさを自分で認め、自分らしさも他者から認められ、他人のらしさも認めるという、個性の違いを認めることは重要なことだと思うので、解説として入れておいたほうが良い。</p>	<p>条文の表現を「自分らしさを認め、認められながら」から、「お互いの自分らしさを認め合い」に修正し、解説を整理する。</p>
<p>3. 「自分と他者の違いに気づき、認めること」はどうか。</p>	
<p>4. 自分らしさと同等に他者のらしさも認める・受け止めるという表現ではどうか。</p>	
<p>5. 「自分らしさ」だとあまりにも漠然としている。規範意識のようなものも重要では。</p>	
<p>6. 「すべての子ども・若者が、自分らしさを認め、認められながら」 ↓ 「すべての子ども・若者が、お互いの自分らしさを認め合いながら」  自分らしさの定義ですが、私は以下のように解釈しています。「生まれつき持っていて、本人が当たり前だと感じていること、これが本人の特性と強みであり、自分らしさである」第2条で言うところの、それぞれの特性や強み＝自分らしさ、とも言えます。</p>	

No. 意見	対応（案）
<b>第2条 定義</b>	
7. (1)「子ども」「若者」「子ども・若者」それぞれの定義を明確にすべきでは。	条文の中では、「子ども」と「若者」を分けて記載しないため、個別に定義は定めない。
8. (1) 解説に、「子ども・若者」の定義についても、なぜ30代までなのか、簡潔な解説を入れた方がよい。	対象年齢の考え方については、解説に追記する。
9. (4)「まちづくり」の解説の中の例示として、子ども・若者が既存の活動に参加することだけでなく、子ども・若者自身が考える新たな活動についても追記した方がよい。	例示として、「子ども・若者が新たに考える地域での活動」を解説に追記する。
<b>第3条 基本理念</b>	
10. (1)「子ども・若者の最善の利益」とあるが、子ども・若者同士で利害がぶつかってしまう場合など公共の福祉に反しないことが前提なので、「できる限り」や「可能な範囲で」などを入れては。	まずは、子ども・若者の権利を大人が尊重できていないということが大きな課題となっているため、条文は現行のままとする。
11. (4)「子ども・若者を含むさまざまな主体が相互協力・相互支援の関係を築くこと」とあるが、子ども・若者を含まない団体同士の横の連携も大切では。この条文では、子ども・若者を含まない主体の連携についても含んでいるのか。ドイツでは、子どもの育成支援を多様な主体によって担わなければならない制度になっている。	子ども・若者を含むか否かを問わず、さまざまな主体が相互協力・相互支援の関係を築くことを意味しているため、「子ども・若者を含め、さまざまな主体が相互協力・相互支援の関係を築くこと」に修正する。
12. (4) 相互協力・相互支援について、該当する条文がないように読めるので整理が必要。	解説に「第5条 市民の役割」との関連を追記。
<b>第4条 子ども・若者の権利</b>	
13. 第2項「社会の一員として、意見を表明し、暮らしやすい街の実現に向けて参画」といった表現だと、元気な子ども・若者のイメージに偏ってしまう。声なき声を拾うことも重要な要素では。	積極的に意見を発信できる子ども・若者だけではなく、声を上げにくい子ども・若者も対象に含んでいるので条文は現行のままとし、解説に追記する。

No. 意見	対応（案）
<p>14. 子ども・若者が自分の権利をきちんと知ることが大切なのでその視点を入れた方がよい。</p>	<p>解説に考え方を追記。</p>
<p>15. 解説に、子ども・若者が支えられるだけでなく、自分たちが解決するという視点も言及しては。</p>	<p>解説に考え方を追記。</p>
<p>16. 追加項目として、 「子ども・若者には、成長する過程において、自らの意思にもとづいて挑戦する権利があり、安心して失敗することのできる環境を得ることのできる権利があります。」 といった趣旨の条文を明文化しておくことにより、子ども・若者の失敗を許容し、そこから学んで成長する過程を、次の「第5条 市民の役割」、「第6条 事業者の役割」、「第7条 市の役割」へとつながっていき、各役割が寄り添い育む環境を提供することで、子ども・若者は、安心して新しいことに勇気をもって挑戦できる、という趣旨です。 日本は、恥の文化と言われ、失敗を許容しない風潮があるため、ここはあえて条文化してほしいと考えました。子どもや若者が勇気を出して挑戦した結果の「失敗」を笑うのではなく、その勇気をたたえ、次の挑戦を後押しする多摩市であってほしいと思います。厳密には、失敗は挑戦を止めた時を言うのであって、挑戦し続けていれば、失敗に見えるその結果も、途中経過である、ということになりますね。</p>	<p>条文の第3項として、「子ども・若者には、結果にとらわれず、自らの意思で挑戦し、その挑戦を後押しされながら成長する権利があります。」を追記。 「失敗」という言葉はマイナスイメージなので、条文では使用せず、同様の意図を表現する。</p>

第5条 市民の役割	
<p>17.</p> <p>★パターン A (子どもを除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもは、困難の有無にかかわらず支援が必要な存在。子どもを支援するのは、基本的には大人の責任。</li> <li>・若者は支援する側でも良いが、子どもは除くべき。</li> </ul> <p>★パターン B (子どもを含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生でも、自分より下の子と一緒に登校するなど、その年齢なりの支援の形はあるので、除かないほうがよい。</li> <li>・これまで子ども・若者を一体的に表現していたので分けるのは違和感がある。</li> </ul> <p>⇒条文の表現はパターン B とし、解説に、大人が果たすべき責務であるということに記載。</p>	<p>条文は、市民に子どもを含む表現 (パターン B) を採用する。</p> <p>解説には、特に、大人が果たすべき役割であることを記載し、子どもが役割を果たす際には、子ども自身の自発性に基づいて行われるものであるという考え方 (パターン A) を記載。</p> <p>なお、「それぞれが持っている力や状況に応じて」という表現の中に、子どもの意思の有無も包含していると考え、表現については現行のままとする。</p>
<p>18.</p> <p>「第5条 市民の役割」の2ではパターン B の意見が多かった様です。前回でも意見として出させて戴きましたが、「役割」に義務のニュアンスが感じられるのは否めません。パターン A の解説にある「子どもの自発性に基づいて行われる」という内容をパターン B の解説の中に入れる事を提案します。「それぞれが持っている力や状況に応じて」「それぞれが可能な範囲において」という表現がありますが、そこには子どもの意思に対する配慮が反映されていません。「力も状況も可能であるが、やりたくない」という子どもの意思を尊重する内容をきちんと表現してもらいたいです。</p>	
<p>19.</p> <p>義務ということではなく、子ども・若者にも、その年齢に応じた責任はあるのでは。成長の過程で失敗する自由を表現できると良い。</p>	<p>何事にも挑戦できるように後押しするという考え方を「第4条 子ども・若者の権利」に記載。</p>

<p>20.</p> <p>第5条では、市民の役割として「理解」「情報提供」「支援」「相互連携」など記載がありますが、どちらかと言うと、困難を抱える子ども・若者に対して手を差し伸べることをイメージしたのですが、まちづくりを含めて考えた場合に、少し役割が欠けているように感じました。第9条にはまちづくり単体で切り出されていて、条例全体の関係性が疎になっている印象を受けます。市民がもっと積極的に「困難な子ども・若者」に対しても「まちづくり」に関しても関与できるよう、バランスよく記載してあると良いと思います。</p> <p>市民の役割（関与方法）のひとつとして、クラウドファンディングや寄付などがある気がしています。これは、How（手法）の部分に近いので、条例そのものに記載は難しいかもしれませんが、そのHowを取り入れるための表現を追記しても良いと思いました。「富の再配分」も困難対策のひとつに入れてもいいのではないのでしょうか。</p>	<p>市民の役割として、「困難への支援」と「まちづくりへの参加支援」の両方があることが伝わるよう、解説に追記。</p> <p>「第7条 市の役割」に、「クラウドファンディングや寄付など、持続可能な財源調達のしくみづくり」を検討委員会からの提言として追記。</p>
<p>21.</p> <p>青少年支援関連の市民活動団体が発展するよう促進する仕組みが必要。現状市民の役割は個人の役割にとどまっているように読める。</p>	<p>「第5条 市民の役割」の中に、市内で活動する団体等の役割を追記。</p>
<p>22.</p> <p>困難な状況の子ども・若者、その世帯を早期発見・早期対応するために、地域コミュニティでの活動、また目的型(テーマコミュニティ)の活動がまちづくりの具体的なイメージにつながると思います。</p> <p>そのためにも、地域自治組織や NPO など市民団体をしっかりと明記した方がよいように思います。条例文自体が個人という市民を指しているように受け止められます（解説をみないとわからない）。地域社会が分断され、人の関係がネットだけとなっていったら、早期発見早期対応はますます難しくなるのではという危機感を感じます。条例がそういう団体活動を奨励するような仕組みにするためにも大事なことかと思えます。</p>	

第6条 事業者の役割	
<p>23. 理念としては理解できるが、実際には、事業者にどのようにアプローチするのか？</p>	<p>具体的な取組については今後の検討だが、まずは、条例の理念を周知啓発することなどを想定している。</p>
<p>24. 事業者は、より広い見地で、将来の人材育成を担っているという意識を持ってほしい。海外の事例では、企業が寄付などで子ども・若者を支援している。</p>	<p>従業員だけでなく、未来の人材育成を担う存在であるという考え方を解説に追記する。</p>
第7条 市の役割	
<p>25. 第7条（または第9条）のあたりだと思うのですが、まちづくりとして市が積極的に情報を集めて、後押しする仕組みやコラボレーションをしやすいことができないでしょうか。すでにNPOや学校、各種団体で活動している内容は公開・非公開ふくめてたくさんあると思います。例えば、ESDの取り組みも学校がSDGsを取り入れて、多摩市のみらいを創造してくれています。助成金だったり、活動をPRしたり、それぞれの活動を組み合わせて相乗効果を上げるなど、みらいのタネを上手に育てる仕組みを条例に盛り込むことができたらと思いました。  予算に関してあまり触れられていませんが、「持続可能」を考えると市の財政だけで賄うのは難しくなってきます。例えばクラウドファンディングや寄付などを取り入れられたらいいと思いました。</p>	<p>「第7条 市の役割」に、「市民団体やNPO、関係機関等の活動を情報収集し、取組のPRや団体同士の連携やコラボレーションを促進するしくみづくり」「クラウドファンディングや寄付など、持続可能な財源調達のしくみづくり」を検討委員会からの提言として追記。</p>
第8条 切れ目のない支援のためのしくみ	
<p>26. 切れ目のない支援によって、生活困窮、ひきこもり、子どもの貧困など、困難の早期発見・早期対応につなげるべき。 第1項「多様な機会」は「多様な課題発見の機会」とすべきでは。</p>	<p>「困難に気づくための多様な機会」に条文を修正。</p>
<p>27. 早期発見・早期対応という観点から、支援機関である関係機関の役割を位置づけた方がよいのでは。</p>	<p>「第5条 市民の役割」に、市内で活動する団体等の役割を追記。</p>

<p>28. 第1項は、情報提供だけでなく、地域のつながりや重層的なかかわりによって子ども・若者が支援につながるような記載にすべきでは。</p>	<p>解説に考え方を追記。</p>
<p>29. 第2項に「子ども・若者本人の希望に寄り添い」とあるが、困っていることに気づけていない子ども・若者もいる。自分の危機に気づいてSOSが出せるような支援が必要では。</p>	<p>困っている子ども・若者を発見する上での考え方として第1項の解説に追記し、条文は現行のままとする。</p>
<p>30. 切れ目のない支援のためには、官民手を携えた支援者同士の連携と協働が必須であり、難しいことを重々承知の上であえて述べさせていただくと、各組織の垣根（縛り）を超えた、超法規的なしくみを作らなければ、中身のない形骸化した条文になってしまいます。このようなことにならないよう、市として、踏みこんだしくみを検討してほしいと思います。先の施策懇談会で何度も意見を交わしましたが、この条文の「キモ」とも言える部分です。</p>	<p>「組織を超えて支援者同士が連携できる仕組みの構築」について、検討委員会からの提言に追記。</p>
<p>第9条 まちづくりへの参画・活躍のためのしくみ・環境づくり</p>	
<p>31. 「意見表明」という表現が硬いので、表現は再検討しては。</p>	<p>「意見表明」を「意見の表明」に条文を修正。</p>
<p>32. 第2項「持ち得る能力を最大限発揮して」は、プレッシャーになるので、「最大限」は除いては。</p>	<p>条文から「最大限」の記載を削除。</p>
<p>33. 第8条第3項の支援者支援のような条文が、第9条にはなくてよいか。記載内容としてはなくても良いが、第8条と第9条のバランスとしてどうか。</p>	<p>第8条第3項における支援者支援は、切れ目のない支援のためのしくみとして特に重要であるため記載している。全体としては、「第7条 市の役割」第3項に支援者支援の要素を含んでいるため、第9条については現行のままとする。</p>

第10条 子ども・若者計画	
<p>34. 条例の2本柱である、「切れ目のない支援」と「まちづくり参画・活躍」の2本柱を表現できるよう、「成長・活躍の推進」は、「支援・活躍の推進」に修正しては。 (第11条も同様)</p>	<p>「支援・活躍の推進」に条文を修正。</p>
第11条 推進体制	
<p>35. 施策の評価を受けて、改善するという記載を追加しては。</p>	<p>施策の評価には、その評価に基づいて改善策につなげることが含まれているので、条文は現行のままとし、解説に追記する。 検討委員会からの提言に「施策等について、適宜見直しを実施」を追記。</p>
<p>36. この条例が、具体的に形を成すか成さないかは、この第11条にかかっていると一言しても過言ではないと思います。したがって、もう少し具体的に表現しても良いように思います。条文として、どこまで具体的に記載できるか判断がつかないのですが、私がイメージするのは、各組織の固い殻に支援連携と協働のためのパイプを通す権限のある、市長直属の実行委員会に子どもや若者を含む、各組織の代表が委員として参加している、というようなものです。</p>	<p>「各組織の代表者および子ども・若者当事者を構成員とした外部組織の設置」について、検討委員会からの提言に追記する。</p>



その他	
<p>37.</p> <p>※条文の表現について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ できるだけわかりやすい言葉で、「ですます」調で表現する。</li> <li>・ 子どもにもわかる平易な表現については、検討委員会で検討するよりも子ども・若者本人に考えてもらった方が良いので、副読本等で対応しては。</li> </ul>	
<p>38.周知方法</p> <p>子どもの言葉で分かりやすく記載した副読本を全校で配布し、周知・啓発を図ってはどうか。</p>	<p>「第7条 市の役割」に、「子ども・若者にもわかりやすく表現した副読本の作成・配布」について、検討委員からの提言に追記する。</p>
<p>39.</p> <p>このままみなさんに知らせても、本当に興味のある方しか目を通してくれないのではと思います。せっかく作成するのであれば、読みやすくわかりやすいものが良いと思いますので、ぜひ副読本や更に簡潔に書かれた子ども向けの物も一緒に作っていただきたいと思います。</p>	<p>高校生への意見収集については、委員の協力を得ながら引き続き検討する。</p>
<p>40.条例案について、策定段階で意見を聞く仕組みが必要では。(高校生、市民団体)</p>	<p>高校生への意見収集については、委員の協力を得ながら引き続き検討する。</p>